

高砂市ふるさと寄附金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び第314条の7の規定に基づく寄附（以下「寄附金」という。）を行った市外に在住する者（以下「寄附者」という。）に対し、記念品を贈呈することにより感謝の意を表し、本市のPRと地域産業の活性化に資するため、「ふるさと寄附金事業」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の申出)

第2条 寄附申出者は、ふるさと寄附金寄附申出書（別記様式）または、インターネット上の所定の申込フォームにより申し込まなければならない。

(寄附金の納入方法)

第3条 寄附金の納入方法は、次のいずれかの方法とする。

- (1) 株式会社ゆうちょ銀行払込取扱票による納入
- (2) 市が交付する納付書による納入
- (3) 市の指定口座への振込による納入
- (4) インターネットを経由したオンライン決済による納入
- (5) その他、市長が認める方法による納入

(寄附金の使途)

第4条 寄附者は、寄附の申出の際に、寄附金の使途を次に掲げる各号の中からいずれか一つを選択することができる。

- (1) た（楽しく健やかな未来へ）…健康増進、高齢者の生きがいづくりのために
- (2) か（輝かしい未来へ）…将来を担う子供たちの福祉と教育の充実のために
- (3) さ（栄える未来へ）…産業、商業、観光、文化の振興のために
- (4) ご（郷〈ふるさと〉の美しい未来へ）…高砂の自然や環境の保全のために
- (5) し（市長におまかせ 明るい未来へ）…高砂市を元気にするために

2 市長は、寄附者が寄附金の使途について前項のいずれかを指定したときは、当該各号と合致する事業の財源に充当するものとする。ただし、前項第5号または特段の指定がない場合は、市長が認める事業の財源に充当するものとする。

(寄附金受領証明書)

第5条 市長は、第3条の規定による寄附金の受領を確認したときは、寄附金受領証明書を寄附者に発行するものとする。

(記念品の贈呈)

第6条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する寄附者に対し、記念品を贈

呈する。ただし、当該寄附者が記念品の送付を希望しない場合は、この限りでない。

- (1) 寄附金額が、1回につき5,000円以上の者
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく本市の住民基本台帳に記録されていない者

2 前項の記念品の贈呈は、市からの求めにより、記念品提供事業者（以下、「提供事業者」という。）から対象者に直接送付するものとする。

（記念品及び提供事業者の登録要件）

第7条 記念品及び提供事業者は、それぞれ次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、当該要件を満たしても市が適当でないと判断した場合は、この限りでない。

(1) 記念品の登録要件

- ア 高砂市の魅力の発信及び地域振興につながる商品であること。
- イ 公序良俗に反しない商品であること。
- ウ 平成31年総務省告示第179号第5条各号に規定される総務大臣が定める基準（以下、地場産品基準という。）や、この告示に関する総務省通知に適合するものであること。
- エ 記念品の調達に要する費用は、寄附金額に0.3を乗じて得た額以下とすること。ただし、当該費用に記念品の贈呈にかかる送料等を含める場合は、寄附金額に0.325を乗じて得た額以下とすることができる。
- オ 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定、季節限定の商品はこの限りではない。

(2) 提供事業者の登録要件

- ア 市内に本店又は事業所を有する事業者であること。ただし、市の産業振興や魅力発信、地場産品等のPRにつながると判断されるような場合は、この限りでない。
- イ 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- ウ 市税の滞納がないこと。ただし、アただし書に該当する事業者については、国税の滞納がないこと。
- エ 事業者が申請の際に示した期間中、市の委託業者の指示に従い、商品を迅速かつ画一に提供できること。
- オ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないものであること。
- カ ふるさと納税の趣旨を理解するものであること。

（登録申請）

第8条 提供事業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ふるさと寄附金記念品提供事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

- (2) 市税納付状況確認同意書（様式第3号）。ただし、前条第2号アただし書に該当する事業者については、国税の納税証明書（法人にあってはその3の3、個人事業主にあってはその3の2）。
- (3) 営業許可証の写し（営業許可を必要とする事業を営んでいる事業者に限る。）
- (4) 事業概要が分かる書類（会社のパンフレット、ホームページのコピー等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（登録決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、登録することが適当と認めるときはふるさと寄附金記念品提供事業者登録決定通知書（様式第4号）により、登録することが不適当と認めるときはふるさと寄附金記念品提供事業者不登録決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録することが適当と認めた旨の通知をした場合は、当該申請者を提供事業者として登録するものとする。

（変更承認申請）

第10条 提供事業者は、前条第2項の規定による登録を受けた内容を変更しようとする場合は、ふるさと寄附金記念品提供事業者登録内容変更承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 前項の承認については、前条第1項の規定を準用する。

（登録の辞退及び取消し）

第11条 市長は、提供事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該登録を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) 地場産品基準及び各種法令等に違反したとき。
- (4) 国が定めるふるさと納税制度の内容、取扱いの変更等により、提供事業者としてふさわしくないと市長が判断したとき。
- (5) ふるさと寄附金記念品提供事業者登録辞退申請書（様式第7号）により市長に登録の取消しを申請したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、ふるさと寄附金記念品提供事業者登録取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。ただし、提出までに申込みのあった記念品は辞退後も送付するものとする。

（提供事業者の責務）

第12条 提供事業者は、記念品の品質、性能、流通、提供等に関する苦情、事故等が発生した場合は、速やかに、次条に規定する中間事業者に報告し、責任・誠意をもって対

応しなければならない。

- 2 提供事業者は、食品を記念品として提供する場合は、当該食品の産地名を適正に表示するとともに、要綱、地場産品基準、食品表示法（平成25年法律第70号）その他関係法令等において遵守すべき事項を理解し、必要書類の整備・保存しなければならない。
- 3 提供事業者は、記念品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告又は寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行ってはならない。
- 4 提供事業者は、地場産品基準違反、各種法令違反、第7条第1号に規定する登録要件の不適合（以下「要件不適合」という。）が疑われる等、市長が必要と認めた場合は、調査（実地調査を含む。）等に速やかに応じなければならない。
- 5 提供事業者は、市長が前項に規定する調査等により地場産品基準違反、各種法令違反、要件不適合と判断した場合は、これらにより市又は第三者に生じた損害賠償、訴訟費用その他の費用を負担しなければならない。
- 6 提供事業者は、市長が第7条第1号に規定する登録要件の適合状況等の確認を求めた場合は、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 誓約書（様式第2号）
 - (2) 市税納付状況確認同意書（様式第3号）又は国税の納税証明書

（記念品発送業務等の委託）

- 第13条 市長は、記念品の発送業務等について、民間事業者（以下「中間事業者」という。）に委託することができる。
- 2 中間事業者は、提供事業者と記念品の提供に係る契約を取り交わすものとする。

（請求）

- 第14条 中間事業者は、翌月15日までに市指定先に1か月ごとに、その要した費用について請求をするものとする。
- 2 前項の規定により、中間事業者から請求があったときは、市指定先は、当該請求のあった日から1か月以内に中間事業者が指定する口座へ振り込むものとする。

（個人情報の保護）

- 第15条 提供事業者及び中間事業者は、個人情報等を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、高砂市個人情報の保護に関する条例（令和4年高砂市条例第29号）及びその他関係法令等を遵守し厳重に扱うとともに、記念品の発注及び発送以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。提供事業者及び中間事業者でなくなった後においても同様とする。

（その他）

- 第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に記念品を提供している者は、第8条の規定による申請をしないで記念品を提供することができる。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

参考

「地場産品基準」

- 1・・・当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2・・・当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3・・・当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 3イ（熟成肉）・・・地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。
- 3イ（精米）・・・地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
- 3ロ（企画立案）・・・当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの。
- 4・・・返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5・・・地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6・・・前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7・・・当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊

(飲食を伴うものを含む。)の提供に係る役務を除く。)であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

7の2(宿泊)・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること。

7号の3イ五万以下(宿泊)・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

7号の3ロ該当地域(宿泊)・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの

7の4(電気)・・・当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

8イ・・・市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

8ロ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

8ハ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

9・・・震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

99・・・前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。(告示第5条柱書き)(例:○○pay商品券、△△Pay)

セット・・・前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。